

鳥取県外国人技能実習生等入国時滞在費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、鳥取県外国人技能実習生等入国時滞在費補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、技能実習生等を受入れる県内事業者が水際対策に対応するため、技能実習生等がホテル等に宿泊した場合の費用を補助することにより、感染症対策及び安定した事業継続を図ることを目的として交付する。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 水際対策の対応 新型コロナウイルス感染症の影響により、日本への入国時の検疫において外国人技能実習生等に対して求められる対応のうち、当該入国の日の翌日から起算して政府が示す経過観察措置期間、ホテル等に待機することをいう。
- (2) 外国人技能実習生等 日本に入国した日本国籍を有しない者であって、出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）別表第一の二及び別表第一の五のうち別記に定める在留資格を有する者をいう。

(補助金の交付)

第4条 県は、第2条の目的の達成に資するため、別表の第1欄に掲げる補助対象者に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。

2 本補助金の額は、補助事業に要する別表の第2欄に掲げる経費（以下「補助対象経費」という。）の額に、同表の第3欄に定める率（以下「補助率」という。）を乗じて得た額（同表の第3欄に定める額を限度とする。）以下とする。

(交付申請及び実績報告の時期等)

第5条 本補助金の交付申請は、規則第17条第1項の規定による報告（以下「実績報告」という。）と併せて、補助事業等の完了予定年月日の属する年度の3月31日までに行わなければならない。

2 規則第5条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号によるものとする。

(交付決定及び交付額確定の時期等)

第6条 本補助金の交付決定は、原則として、交付申請を受けた日から30日以内に行うものとする。

2 本補助金の交付決定通知及び交付額確定通知は、様式第2号によるものとする。

(雑則)

第7条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、商工労働部長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年12月25日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年3月4日から施行する。

別記

第3条第2号に定める在留資格は、次のとおりとする。

出入国管理及び難民認定法別表第一の二に定める下記の在留資格

高度専門職

経営・管理

法律・会計業務

医療

研究

技術・人文知識・国際業務

介護

技能

特定技能

技能実習

同法別表第一の五に定める特定活動のうち、出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の規定に基づき同法別表第一の五の表の下欄に掲げる活動を定める件（平成2年法務省告示第131号）16号、17号、20号から22号まで、27号から29号まで、若しくは32号の活動に従事する者

別表（第4条関係）

1 補助対象者	2 補助対象経費	3 補助金額
<p>鳥取県内に就労場所を有する事業者 （事業者には、企業のほか、農林水産業者、個人事業主等を含む）</p>	<p>水際対策への対応のために補助対象者が負担した宿泊費（技能実習生等に係るもの限り、出張に係るものは除く。） ※消費税及び地方消費税は対象経費に含めない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・補助対象経費の1／3 ・1事業所あたり5人を上限とする。 ・1泊あたりの補助金額は2千円を上限額とする。 （ただし、宿泊日数については、政府が示す経過観察措置期間を上限とする。）

様式第1号（第5条関係）

令和 年度鳥取県外国人技能実習生等入国時滞在費補助金事業報告書

1 事業者情報

法人名	
事業所名	
事業所住所	〒
担当者名	
担当者メールアドレス	
連絡先（電話番号）	

2 対象経費等

1泊1人あたり宿泊費（A）	円
1泊1人あたり補助金額（B） （A×1/3）※1円未満切り捨て	円 ※補助上限額2千円を超える場合は2千円
泊数（C）	泊
人数（D）	人 ※1事業所あたり5人を上限とする
補助対象経費（A×C×D）	円
補助金額（B×C×D）	円

※すべて消費税及び地方消費税を除いた額を記載すること。

3 振込口座情報（補助金を振り込む口座の情報ですので、お間違えのないよう記入してください）

- (1) 金融機関名
- (2) 支店名
- (3) 預金種別 普通預金
- (4) 口座番号
- (5) 口座名義（カタカナ）

4 添付書類

- (1) 別紙 外国人技能実習生等名簿
- (2) 在留資格及び入国日を証する書類（申請に係る海外人材の在留カードの写し。ただし、交付年月日が入国日と異なる場合は、在留カードの写しに加え、パスポートのスタンプ（証印）のページの写し）
- (3) 県内に所在する事業所で雇用した外国人技能実習生等であることを証する書類（技能実習の場合は技能実習計画認定申請書の写し及び技能実習計画認定通知書の写し、特定技能など指定書が交付されている場合はパスポートの指定書のページの写し（指定書に記載の「本邦の公私の機関」の所在地が県外の場合は、当該ページの写しに加え、雇用契約書の写し）、その他の場合は在留資格認定証明書（在留カード）の写し及び雇用契約書の写し）
- (4) 補助対象経費の領収書（利用者、利用日、1人1日あたり要した費用がわかるもの）

別紙

外国人技能実習生等名簿

整理 番号	ふりがな 氏名	国籍 (国又は地域)	生年月日	在留資格	入国日
1					
2					
3					
4					
5					

※人数に合わせて行を加除してください。

様

鳥取県知事 印

令和 年度鳥取県外国人技能実習生等入国時滞在費補助金交付決定及び交付額確定通知書

年 月 日 第 号の申請書（以下「申請書」という。）で申請のあった鳥取県外国人技能実習生等入国時滞在費補助金（以下「本補助金」という。）については、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定し、併せて規則第18条第1項の規定に基づき交付額を確定したので、規則第8条第1項及び規則第18条第1項の規定により通知します。

記

1 対象事業

本補助金の補助活動の内容は、申請書記載のとおりとする。

2 交付決定額等

本補助金の算定基準額及び交付決定額は、次のとおりとする。ただし、補助事業の内容が変更された場合におけるそれらの額については、別に通知するところによる。

- (1) 算定基準額 金 円
(2) 交付決定額 金 円

3 交付額の確定

本補助金の額の確定は、前記2の(2)の交付決定額のとおりとする。

4 補助規程の遵守

本補助金の收受及び使用、補助活動の遂行等に当たっては、規則及び鳥取県外国人技能実習生等入国時滞在費補助金交付要綱（令和2年12月25日付第202000240130号鳥取県商工労働部長通知）の規定に従わなければならない。